

第14・15章 第二審手続・裁判監督手続（再審手続）に関するコメント

一 第二審手続

1 事後審制

中国法の新旧比較からは、第二審手続に相応の改善が見られる（新169条、170条）。第二審の開廷審理条件を明記し、差戻審理が必要な場合を明らかにする。第二審手続が終審手続とされる中国法の改正後は、第二審手続は第一審手続とは異なり、いわゆる事後審に近いものといえる（もともと、新170条1項3号による差戻しの運用の実情次第ではあろう）。審理の対象として、第一審手続においては、事実および法適用が問題となるが、第二審手続においては、第一審の事実認定および法律適用の是非が対象となる（新170条）。事後審主義では、第二審は当事者が第一審において提出した訴訟資料のみを根拠とし、当事者が第二審において新しい訴訟資料を提出することを許さない。かつての中国法は、1982年「民事訴訟法（試行）」においては第一審と第二審の関係は覆審主義とされた。しかしながら、第一審の機能を弱体化させるうえ、実務において上訴事案が少なくなかったため、訴訟促進との観点では問題なしとしなかった。そこで、1991年民事訴訟法がこれを修正し、第二審における新証拠の提出を認めつつも、第一審の判決や裁定について最初から審理することもなく、審理範囲は上訴の範囲に限定されるところとした。すなわち、1991年法ではいわゆる続審主義とされた。今回の改正は、これをさらに踏み込んだものと位置付けられる。

2 二審制

日中比較からは¹⁾、中国の二審制が特徴的である。上訴の取下げについても、日本法では、上訴の取下げは上訴人の意思により、被上訴人の同意も要しない

1) なお、日本法では上訴期間は送達を受けた日から2週間の不変期間につき、中国法では15日である。日本法の即時抗告については、裁判の告知を受けた日から1週間の不変期間のところ、中国法では抗告期間は10日である。